

第12回 国税庁保有行政記録情報を用いた 税務大学校との共同研究に関する有識者会議

国税庁企画課データ活用推進室

本日の資料内容

1. ガイドライン、利用規約及び様式の改正について
2. 第3期採択研究の利用期間の延長申出について
3. 第5期応募状況
4. 第5期個票データ等利用申出の審査・採択について
5. 第5期の今後のスケジュール

1. ガイドライン、利用規約及び様式の改正について

- 現状のガイドライン、利用規約及び様式について、以下のとおり改正したい。

<ガイドライン>

項番	変更項目	変更内容	変更理由
①	利用期間	・利用期間について、2年から3年に変更し、1年間の利用期間延長の規定を削除	・1期から3期までの採択研究チーム全てが、1年間の利用期間延長を希望したため
②	利用期間延長に伴う再検証用データ以外の中間生成物の削除	・研究等の成果を公表するための審査を行う過程で、再度個票データ等を分析する必要がある場合の利用期間延長に当たっては、再検証用データを除き中間生成物の削除を求めることとした	・左記による延長は長期に渡る可能性があることから、国税庁が提供する記憶装置内の保存領域を圧迫する可能性があるため
③	利用実績報告書の提出	・利用実績報告書の提出について、利用規約に合わせて、研究等の終了後（成果の公表が全て終了した後）とし、公表物の添付を求めないこととした	・利用規約と記載内容を合わせるため
④	欠格事由	・欠格事由について、「国民の信頼の損なう行為を行った」を追加	・税務データの利用に当たり、納税者との信頼を損なうことが想定される者の利用を防止することができるようにするため

<利用規約>

項番	変更項目	変更内容	変更理由
①'	利用期間	・利用期間の延長について、審査基準を踏まえる旨の規定を削除	ガイドライン改正による所要の修正

<様式>

項番	変更項目	変更内容	変更理由
①''	利用期間	・【様式1】について、利用期間の上限を2年から3年に変更	ガイドライン改正による所要の修正

1. ガイドライン、利用規約及び様式の改正について

<ガイドライン>

※ 改正部分はアンダーラインの箇所である。

項番	改正前	改正後
① ②	第4 個票データ等の利用期間 個票データ等の利用期間（国税庁が個票データ等の利用を承諾した日から利用を停止する日までをいう。以下同じ。）は、原則として<u>2</u>年間（第9の3に定める利用期間の延長による期間を除く。）を上限とする。 第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合 3 利用期間の延長 <u>代表者になっている申出者がやむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、国税庁は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。</u> <u>なお、研究等の成果を公表するための審査を行う過程で、再度個票データ等を分析する必要がある場合、その他国税庁が必要と認める場合は、上記規定に関わらず、</u>国税庁は利用期間の延長を認めることができる。 また、延長した期間において、個票データの利用が必要な場合は、個票データの利用者について税務大学校の客員教授の任期を延長する。 (1) 略 (2) 延長の申出の審査基準 記載事項変更依頼申出書が提出された場合、国税庁は次の審査基準により審査を行い、延長の諾否について決定する。 ① 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。 ② 利用目的、利用者の範囲等の利用期間以外の変更が一切なされていないこと。 ③ 延長期間が1年以内であり、延長理由から判断して、必要な最小限の期間であること。 ④ 延長を希望する個票データ等の利用期間について、初回の延長申出であること。 (3) 諾否の通知 国税庁は、代表者になっている申出者に対して、文書により延長申出の諾否について通知する。	第4 個票データ等の利用期間 個票データ等の利用期間（国税庁が個票データ等の利用を承諾した日から利用を停止する日までをいう。以下同じ。）は、原則として<u>3</u>年間（第9の3に定める利用期間の延長による期間を除く。）を上限とする。 第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合 3 利用期間の延長 研究等の成果を公表するための審査を行う過程で、再度個票データ等を分析する必要がある場合、その他国税庁が必要と認める場合は、国税庁は利用期間の延長を認めることができる。<u>なお、研究等の成果を公表するための審査を行う過程で、再度個票データ等を分析する必要があることを理由に利用期間が延長された場合、利用者は、将来における当該研究等の成果の再検証等に必要なデータ及びプログラム以外は、原則として削除することとする。</u> また、延長した期間において、個票データの利用が必要な場合は、個票データの利用者について税務大学校の客員教授の任期を延長する。 (1) 略 (2) <u>削除</u> (2) 諾否の通知 国税庁は、代表者になっている申出者に対して、文書により延長申出の諾否について通知する。

1. ガイドライン、利用規約及び様式の改正について

<ガイドライン>

※ 改正部分はアンダーラインの箇所である。

項番	改正前	改正後
③	第12 利用実績報告書の作成・提出 1 利用実績報告書の提出 (1) 研究等の成果を公表した場合 代表者になっている申出者は、研究等の成果を公表した場合には、公表後速やかに、その成果の概要について、国税庁に対し、利用実績報告書に公表物を添えて報告するものとする。	第12 利用実績報告書の作成・提出 1 利用実績報告書の提出 (1) 研究等の成果を公表した場合 代表者になっている申出者は、個票データ等を利用した研究等の終了後（申出書に記載した成果の公表を行う場合には、成果の公表が全て終了した後）、国税庁に対し、利用実績報告書により報告するものとする。
④	第13 不適切利用への対応等 3 欠格事由 (1) 個票データの利用 ① 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条（欠格条項）の各号のいずれかに該当する者 ② 統計法（平成19年法律第53号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 ③ 所得税法（昭和40年法律第33号）、法人税法（昭和40年法律第34号）及び消費税法（昭和63年法律第108号）等租税関係法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 ⑤ その他、個票データ等を利用して不適切な行為をしたことがある等で利用者になることが不適切であると国税庁が認めた者	第13 不適切利用への対応等 3 欠格事由 (1) 個票データの利用 ① 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条（欠格条項）の各号のいずれかに該当する者 ② 統計法（平成19年法律第53号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 ③ 所得税法（昭和40年法律第33号）、法人税法（昭和40年法律第34号）及び消費税法（昭和63年法律第108号）等租税関係法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 ⑤ その他、個票データ等を利用して不適切な行為をしたことがある、又は国民の信頼を損なう行為を行った等で利用者になることが不適切であると国税庁が認めた者

1. ガイドライン、利用規約及び様式の改正について

＜利用規約＞

※ 改正部分はアンダーラインの箇所である。

項番	改正前	改正後
①'	(利用期間) 第 7 条 2 利用期間の延長を希望する代表者になっている申出者は、ガイドライン第 9 の 3 (1) に基づき、原則として、利用期間終了の 2 か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書を国税庁に提出するものとする。<u>利用期間の延長については、延長理由等ガイドライン第 9 の 3 (2) の審査基準を踏まえ必要に応じて認めることとする。</u> (以下略)	(利用期間) 第 7 条 2 利用期間の延長を希望する代表者になっている申出者は、ガイドライン第 9 の 3 (1) に基づき、原則として、利用期間終了の 2 か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書を国税庁に提出するものとする。 (以下略)

1. ガイドライン、利用規約及び様式の改正について

<様式>

項番	改正前	改正後
	個票データ等の利用に関する申出書 令和 年 月 日 国税庁長官 殿 税務大学校との共同研究に際して、以下のとおり、個票データ等の利用を申し出ます。 ※以下、①から⑦については本様式には概要を記載し、詳細を研究計画書（様式3）にて提出すること。	個票データ等の利用に関する申出書 令和 年 月 日 国税庁長官 殿 税務大学校との共同研究に際して、以下のとおり、個票データ等の利用を申し出ます。 ※以下、①から⑦については本様式には概要を記載し、詳細を研究計画書（様式3）にて提出すること。
①	①個票データ等の利用目的 ☐ 学術研究振興 ☐ 施策推進	①個票データ等の利用目的 ☐ 学術研究振興 ☐ 施策推進
	②公募している研究テーマ	②公募している研究テーマ
	③研究等の名称	③研究等の名称
	④研究等の概要（内容、個票データ等の利用方法、作成する資料等の内容等）	④研究等の概要（内容、個票データ等の利用方法、作成する資料等の内容等）
	⑤他の情報との照合の有無 ☐ 有 ☐ 無 ※有りの場合、以下を記載。 データの名称 （ ） データの内容 （ ） 照合を行う必要性 （ ）	⑤他の情報との照合の有無 ☐ 有 ☐ 無 ※有りの場合、以下を記載。 データの名称 （ ） データの内容 （ ） 照合を行う必要性 （ ）
	⑥研究等の成果の公表時期及び方法並びに発表予定の内容 ☐ 論文（予定時期 年 月） ☐ 報告書（予定時期 年 月） ☐ 学会・研究会等での公表（予定時期 年 月；予定時期 年 月） ☐ その他（予定時期 年 月；具体的な公表方法） 発表予定の内容 ※予定しているものを全て記載。	⑥研究等の成果の公表時期及び方法並びに発表予定の内容 ☐ 論文（予定時期 年 月） ☐ 報告書（予定時期 年 月） ☐ 学会・研究会等での公表（予定時期 年 月；予定時期 年 月） ☐ その他（予定時期 年 月；具体的な公表方法） 発表予定の内容 ※予定しているものを全て記載。
	⑦個票データ等の利用期間 希望する利用開始時期：〇〇年〇〇月 利用期間・利用開始日（許諾通知書の日付）より〇〇か月 ※上限2年間	⑦個票データ等の利用期間 希望する利用開始時期：〇〇年〇〇月 利用期間：利用開始日（許諾通知書の日付）より〇〇か月 ※上限3年間
	⑧その他必要な事項	⑧その他必要な事項

2. 第3期採択研究の利用期間の延長申出について

- 第3期採択研究代表者から、税務データの利用期間の延長についての申出があったため、ガイドラインに規定している、延長の申出の審査基準では問題ないと考えられるところ、延長を認めることについて、ご意見賜りたい。

税務大学校との共同研究における国税庁保有行政記録情報
利用に係るガイドライン（抜粋）

- 第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合**
- 3 利用期間の延長
- 代表者になっている申出者がやむを得ない理由により利用期間の延長を希望する場合、国税庁は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。
- （以下略）
- (1) 記載事項変更依頼申出書の提出
- 代表者になっている申出者は延長を希望する場合、原則として利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書を国税庁に提出するものとする。
- （以下略）

- (2) 延長の申出の審査基準
- 記載事項変更依頼申出書が提出された場合、国税庁は次の審査基準により審査を行い、延長の諾否について決定する。
- ① 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
 - ② 利用目的、利用者の範囲等の利用期間以外の変更が一切なされていないこと。
 - ③ 延長期間が1年以内であり、延長理由から判断して、必要な最小限の期間であること。
 - ④ 延長を希望する個票データ等の利用期間について、初回の延長申出であること。
- (3) 諾否の通知
- 国税庁は、代表者になっている申出者に対して、文書により延長申出の諾否について通知する。
- （以下略）

【第3期採択研究】

研究テーマ	所得の種類および各種控除と景気変動との関連性に関する分析（所得税）
共同研究者	日本大学 川出 真清 教授（代表者）、京都産業大学 八塩 裕之 教授、神戸学院大学 金田 陸幸 准教授、福岡大学 森田 薫夫 准教授
研究テーマ	日本における世代間移転の実態に関する研究：遺産分割と不動産に焦点をあてて（相続税）
共同研究者	神戸大学計算社会科学センター チャールズ・ユウジ・ホリオカ 研究教授（代表者）、京都大学経済研究所 宇南山 卓 教授、早稲田大学 小西 秀樹 教授、京都大学経済研究所 照山 博司 教授、同志社大学 新見 陽子 教授

3. 第5期応募状況

- テーマ1「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」第一表及び第三表を用いた定量的な分析
応募件数：2件
- テーマ2「法人税申告書 別表一（一）」（白色申告及び青色申告）を用いた定量的な分析
応募件数：0件
- テーマ3「相続税の申告書」第1表及び第15表を用いた定量的な分析
応募件数：0件
- テーマ4「消費税の申告書」第1表及び第2表を用いた定量的な分析
応募件数：0件
- テーマ5「法人税申告書 別表一」（白色申告及び青色申告）及び「消費税及び地方消費税の申告書」第一表及び第二表の両方を用いた定量的な分析
応募件数：1件

※参考：国税庁ホームページに掲載した主な公募概要

（1）公募テーマ

- テーマ1：「所得税及び復興特別所得税の申告書」第一表及び第三表を用いた定量的な分析
- テーマ2：「法人税申告書 別表一」（白色申告及び青色申告）を用いた定量的な分析
- テーマ3：「相続税の申告書」第1表及び第15表を用いた定量的な分析
- テーマ4：「消費税及び地方消費税の申告書」第一表及び第二表を用いた定量的な分析
- テーマ5：「法人税申告書 別表一」（白色申告及び青色申告）及び「消費税及び地方消費税の申告書」第一表及び第二表の両方を用いた定量的な分析

（2）利用可能なデータ期間

- テーマ1：平成26（2014）年分から令和5（2023）年分
- テーマ2：平成26年4月1日から令和6年3月31日までに終了した事業年度分
- テーマ3：平成26（2014）年分から令和5（2023）年分
- テーマ4：【第一表】平成28年4月1日から令和6年3月31日までに終了した課税期間分
【第二表】令和元年10月1日から令和6年3月31日までに終了した課税期間分
- テーマ5：平成28年4月1日から令和6年3月31日までに終了した事業年度分（法人税）
平成28年4月1日から令和6年3月31日までに終了した課税期間分（消費税・第一表）
令和元年10月1日から令和6年3月31日までに終了した課税期間分（消費税・第二表）

（3）募集件数

合計で2件程度

4. 第5期個票データ等利用申出の審査・採択について

- 共同研究の採択に当たっては、審査プロセスが不透明であり、プロセスそのものに疑念を抱かれることを避けるため審査の基準を明示するなど、**審査プロセスの透明化を図ることが強く求められる。**
- このため、有識者会議において、「税務大学校との共同研究における国税庁保有行政記録情報利用に係るガイドライン（令和3年10月14日）」に規定された**「個票データ等の利用に際しての基本原則」、「審査基準」及び研究計画の学術的な独自性・創造性等を踏まえ審査を実施し、意見を取りまとめて国税庁に提出する。**
- 国税庁においては、有識者会議の意見を受け、**最終的な個票データ利用の諾否を決定する。**

1 有識者会議の位置づけ（ガイドライン第2の8）

第2 用語の定義

8 有識者会議

本ガイドラインにおいて「有識者会議」とは、国税庁が設置し、**その求めに応じ、合議により個票データ等の利用の諾否について国税庁に対して意見を述べる**とともに、個票データ等の利用者に対して、学術的な観点から意見を述べる有識者から構成される会議をいう。

2 個票データ利用の基本原則（ガイドライン第3の1）

第3 個票データ等の利用に際しての基本原則

1 税務行政の目的に沿った利用

(1) 個票データ等の利用目的の確認

国税庁は、**申出のあった個票データ等の利用目的が、学術研究の発展に資するもの**（以下「学術研究振興」という。）**又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるもの**（以下「施策推進」という。学術研究振興又は施策推進のことを以下「研究等」という。）**であって、国税庁が保有する行政記録情報の整備又は税・財政施策の改善・充実に資する統計的研究であることを確認する。**

4. 第5期個票データ等利用申出の審査・採択について

3 審査基準の概要（ガイドライン第6）

第6 利用申出に対する審査・決定

1 個票データ等利用申出に関する審査・決定

（前略）また、本ガイドラインに定めるもののほか、審査方法及び決定手続等の詳細は、有識者会議に助言を求めた上で、国税庁において定める。

第6 利用申出に対する審査・決定

2 個票データ等利用申出の審査基準

(1) 利用目的及び分析方法について以下をすべて満たすこと

- ・ 研究テーマが公募に適合しており、利用の基本原則に沿ったものである
- ・ 個体が識別されないように加工を行うことを了承している
- ・ データの分析目的及び方法が個体を識別するものではない

(2) 個票データ利用の必要性について以下をすべて満たすこと

- ・ 必要最小限である
- ・ 利用に合理性があり、他の情報では研究等の目的の達成が困難である
- ・ 利用期間と研究計画・公表時期が整合的である

(3) 過去の実績、研究計画内容を勘案して実行可能性があること

(4) 研究成果等の公表を前提としており、公表予定日が記載され、利用期間と比較して整合的であること、また、公表される内容が適切であること

(5) 申出書及び添付書類の記載事項から、以下がすべて確認できること

- ・ 申出者の氏名・所属機関等が確認できること、申出者が必要最小限であること
- ・ 研究計画書から研究の概要について、詳細な内容が確認できること
- ・ 個票の利用希望期間が確認でき、その期間が必要最小限であること
- ・ 獲得した外部研究資金について確認できること

(6) 他のデータとの照合を行う場合は、その必要性が認められること

(7) その他必要な事項

4. 第5期個票データ等利用申出の審査・採択について

4 国税庁HPに掲載している「よくある質問」(一部抜粋)

問29 申出書や研究計画書等には、どの程度まで詳細に記載したらよいでしょうか。

(前略) 本共同研究の目的等(学術の発展に資するものであること、公的機関の施策推進に適切に反映されるものであること、税・財政政策の改善・充実に資するものであること)に合致するものであるかを審査いたします。併せて、その研究の背景(学術的な背景、問題設定の背景、着想に至った経緯など)、学術的な独自性・創造性、国内外の研究動向と本研究の位置付け等も審査の参考とさせていただきます。(後略)

問34 個票データ等の利用申出の審査基準を教えてください。

(前略) 利用申出の際の主な審査基準は、

- ① 研究等の内容が公募している研究テーマに適合するもの
 - ② 利用目的が学術研究の発展に資するもの又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるもので、国税庁が保有する行政記録情報の整備又は税・財政施策の改善・充実に資する統計的研究であること
 - ③ 研究等の成果の公表において、個体が識別されないように加工を行うことを了承していること
 - ④ 分析目的及び方法が、個体を識別するものではないこと
- といった項目や利用の必要性及び申出者の過去の実績等を勘案して、利用申出の審査を行います。(後略)

5. 第5期の今後のスケジュール

- 令和7年5月30日 共同研究の採択に関する有識者会議
 - 令和7年6月中 国税庁として採択研究を最終決定
 - 令和7年8月上旬 共同研究開始
 - 令和9年8月頃 最終成果物公表
- ※ 上記はモデルケースでの予定であり、国税庁内部での手続や研究の進捗によって前後する場合があります。
- ※ 研究成果物（ディスカッションペーパー）公表の都度、個人情報及び行政上の部内審査を実施する。

第5期共同研究スケジュール

	令和7年												令和8年												令和9年								
	3	4	5		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
第5期 共同研究	← 公募			→ 内部 審査	● 有識者 会議	← 通知	→ 任用	★ 共同 研究 開始																									